

今月の内容

- ◆令和3年1月より
子の看護休暇・介護休暇を時間単位で
取得できるようになりました



令和3年1月より 子の看護休暇・介護休暇を時間単位で 取得できるようになりました



令和3年1月1日に育児・介護休業法が一部改正され、子の看護休暇と介護休暇について、労働者が希望する場合には、時間単位で取得させることが必要となりました。

今号では、【子の看護休暇】と【介護休暇】についてご説明します。

◎ 子の看護休暇・介護休暇とは

	子の看護休暇	介護休暇
制度の内容	小学校就学前の子を養育する労働者は、病気やケガをしたその子の世話をするため、又は、その子に予防接種や健康診断を受けさせるために、「子の看護休暇」を取得することができます。	要介護状態にある家族 [※] の介護や世話をする労働者は、通院の付き添いや介護保険の手続き等をするために、「介護休暇」を取得することができます。 [※] 要介護状態にある家族とは、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある「配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹又は孫」です。
取得できる日数	1年度に5日まで (小学校就学前の子が2人以上の場合は1年度に10日まで)	1年度に5日まで (要介護状態の家族が2人以上の場合は1年度に10日まで)

◎ 改正のポイント（子の看護休暇・介護休暇共通）

改正前	改正後
<ul style="list-style-type: none"> • 1日単位その他、半日単位での取得も可能 • 1日の所定労働時間が4時間以下の労働者は、半日単位での取得は不可 	<ul style="list-style-type: none"> • 1日単位その他、時間単位での取得も可能 • 全ての労働者が時間単位での取得が可能

*時間単位で取得する場合の「時間」とは、**1時間単位**のことです。

*労働者からの申出に応じ、労働者の希望する時間数で取得できるようにしてください。

*法令で定められている時間単位の休暇は、始業時刻から連続し、又は終業時刻まで連続するものです。いわゆる「中抜け」を認めることまでは求められていません。

(法を上回る制度として「中抜け」を認めることは、より望ましいことと言えます。)

○ 子の看護休暇・介護休暇 Q & A

Q1. 子の看護休暇・介護休暇は、全ての労働者に与える必要がありますか？

- A. ・日々雇い入れられる労働者は除かれます。
・次に挙げる労働者に対して休暇を認めない旨の「労使協定」を締結している場合は、当該労働者からの休暇の申出を拒むことが可能です。

【子の看護休暇・介護休暇共通】

- ①入社 **6 ヶ月未満**の方
- ②1 週間の所定労働日数が **2 日以下**の方
- ③時間単位で休暇を取得することが困難な業務に従事する方（←1 日単位の取得は可能）

Q2. 休暇を取得した日の給与を支払う必要がありますか？

- A. ・子の看護休暇・介護休暇取得日の給与の支払いについては、法令による定めはなく、各事業所の就業規則等で定めることになっています。 **無給と定めても構いません。**

Q3. 取得日数をカウントする際の「1 年度」とは、いつからいつまでですか？

- A. ・事業主が特に定めをしない限り、**4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで**が 1 年度となります。

Q4. 休暇の申出は、どのような方法でしてもらうのが良いですか？

- A. ・休暇の申出は、労働者が事業主に次の事項を明らかにして行うことになっています。

【子の看護休暇】①労働者の氏名

- ②申出に係る子の氏名、生年月日
- ③休暇を取得する年月日（時間単位休暇の場合は年月日時）
- ④申出に係る子が病気やケガをしている事実、又は、
予防接種や健康診断を受けさせる旨

【介護休暇】

- ①労働者の氏名
- ②対象家族の氏名、労働者との続柄
- ③休暇を取得する年月日（時間単位休暇の場合は年月日時）
- ④対象家族が要介護状態にある事実

- ・休暇の申出方法は**口頭**でも構いません。書面の提出を求める場合であっても、当日の電話等の申出でも取得を認め、**書面の提出は事後**でも差し支えないこととしてください。



Q5. 休暇を取得するにあたり、労働者に証明書類を提出してもらうことはできますか？

- A. ・休暇の理由を**証明する書類**の提出を求めることは可能です。但し、**事後の提出**を可能とするなど、労働者に過重な負担をかけないよう配慮が必要です。
・証明書類は診断書等に限定せず、薬の領収証により確認する等、柔軟に対応してください。

Q6. 1 日の所定労働時間が 7 時間 15 分の場合、時間単位の休暇は何時間で 1 日取得したことになりますか？

- A. ・時間単位で取得する休暇 1 日分の時間数は、1 日の所定労働時間とし、**1 時間未満の端数は切り上げ**ます。1 日の所定労働時間が 7 時間 15 分の場合、時間単位の休暇 8 時間で、1 日取得したことになります。